

報告第2号

専決処分事項の報告について（愛西市固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
「愛西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



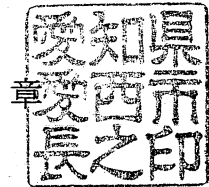
専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、
専決処分する。

令和2年1月17日

愛西市長 日 永 貴



愛西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

愛西市固定資産評価審査委員会条例（平成17年愛西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。